

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成21年12月8日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成21年12月2日	北区	紫竹下本町	—	13	—	平成21年12月2日

2 保管の場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

3 連絡先 京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)